

建築確認を受けた建築物の計画変更の取扱要領の一部改正について

【改正理由】

令和4年建築基準法改正に伴う建築基準法施行規則第3条の2(計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)(以下、規則という。)の改正を踏まえ、所要の改正をするもの。

【改正内容】

計画変更確認申請を不要とするものの【別表】を以下のとおり改正する。

- | | |
|----------|--|
| NO. 5 | 2)を新設 |
| NO.15の1) | 規則の参照条項の移動 |
| NO.16の1) | 規則第1項第15号の内容と整合するよう修正 |
| NO.16の3) | 建築確認等の対象の見直しを踏まえた修正 |
| NO.19の6) | NO.15の1)と重複するため現内容を削除し、改正後の規則第1項第10号の内容を追加 |
| NO.22 | 1)～4)に改正後の規則第1項第17号の内容を新設 |

【適用日】

この要領の一部改正は、令和7年4月1日から適用する。